

職員の定年に関する条例

平成27年 2月20日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、
職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3
月31日に退職する。

2 前項の定年は、60歳とする。

(施行の細目)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。